



大阪科学・大学記者クラブ 御中

2019年8月29日
大阪市立大学

**大阪市立大学中小企業支援法律センター講演会
「働き方改革関連法についての講演会」を開催します**

大阪市立大学では、社会貢献の一環として中小企業支援法律センターを設け、中小企業支援のための法律相談事業を行っている他、中小企業の運営に役立つ内容のテーマで、中小企業者向けの講演会を隔年で実施しています。

本講演会では、労働者側で多くの事件を担当している現役若手弁護士が、担当した経験を生かして、中小企業経営者の皆さまに、働き方改革に関連して中小企業における労働問題について分かりやすくお話しします。

労働者側からの視点を紹介しながら解説しますので、普段経営者側弁護士からは聞けないとおきの話が聞けるかもしれません。

経営者のみならず、一般の方々もご参加いただけますので、ぜひお越しください。

- 1 日 時 2019年10月11日（金）18時30分～20時30分
- 2 場 所 大阪市立大学文化交流センターホール
（大阪市北区梅田 1-2-2-600
大阪駅前第2ビル6階 大阪市立大学梅田サテライト内）
アクセス：<https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/access#umeda>
- 3 講演者 講演者 富田 真平 弁護士（きづがわ共同法律事務所）
コメンテーター 渡邊 賢（大阪市立大学大学院法学研究科 教授）
- 4 対 象 主として中小企業経営者（一般の方の参加も可）
- 5 定 員 120名程度
- 6 参加費 無料
- 7 申込方法 申込不要（当日参加可能）
- 8 主 催 大阪市立大学大学院法学研究科
大阪市立大学中小企業支援法律センター

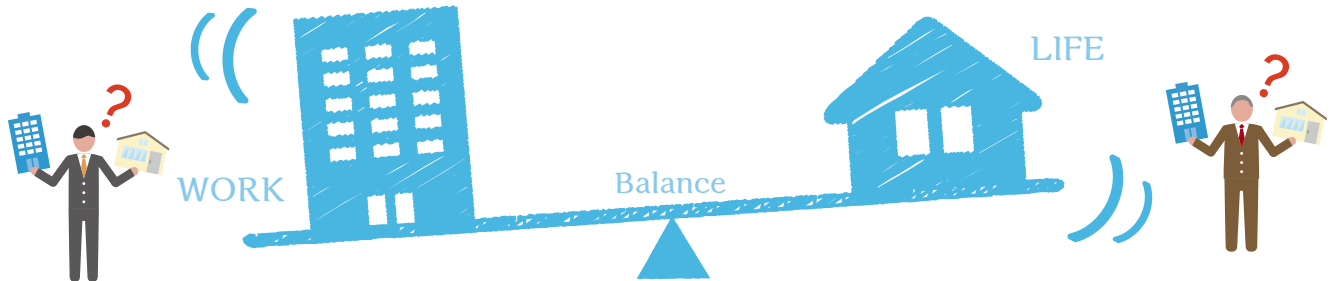
【本件に関するお問合せ先】

大学運営部教育推進課法学部教務担当
担当：志賀
TEL：06-6605-2301
E-mail：office2@law.osaka-cu.ac.jp



「働き方改革関連法についての講演会」

「働き方改革、実践できていますか?」「社長さん、大丈夫ですか?」
「そんな、なまっちょろいことしてたら、従業員から責められまっせ」



働き方改革がいよいよ始まりました。この講演会では、労働者側で多く事件を担当している現役の若手弁護士が、労働者側の事件を担当した経験を生かして、中小企業経営者の皆様に、働き方改革に関連して中小企業における労働問題についてお話をします。

労働者側からの視点を紹介しながら解説しますので、普段経営者側弁護士からは聞けない、とっておきの話も聞けるかも。

経営者のみならず、労働者・一般市民の方もふるってご参加ください。

- 講演内容**
- ・労働時間規制、有給休暇の付与義務などについて
 - ・正規労働者と非正規労働者との均等・均衡待遇規定について
 - ・その他一般的な中小企業における労使紛争について

講演者 富田 真平 弁護士 (きづがわ共同法律事務所)

コメンテーター 渡邊 賢 教授 (大阪市立大学大学院法学研究科)

日時 2019年10月11日(金) 18時30分～20時30分

場所 大阪市立大学文化交流センターホール
大阪市北区梅田1-2-2-600 大阪駅前第2ビル6階
大阪市立大学梅田サテライト内

参加費無料
当日参加自由
(予約不要)

アクセス

- JR東西線「北新地駅」下車、徒歩3分
- JR大阪環状線・東海道線「大阪駅」下車、徒歩10分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」下車、徒歩5分
- 地下鉄谷町線「東梅田駅」下車、徒歩10分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」下車、徒歩10分
- 阪神電鉄「梅田駅」下車、徒歩10分
- 阪急電車「梅田駅」下車、徒歩15分



主催 大阪市立大学大学院法学研究科、大阪市立大学中小企業支援法律センター

問合せ先 大阪市立大学中小企業支援法律センター
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

大阪市立大学大学院法学研究科内
電話：06-6609-9521
FAX：06-6609-9531

大阪市立大学法曹養成専攻事務所
電話：06-6605-2301
FAX：06-6605-2920
月～金（祝日を除く）9時～17時